

令和4年第5回東大和市議会総務委員会記録

令和4年9月13日（火曜日）

出席委員（7名）

委員長	和地仁美君	副委員長	中間建二君
委員	大后治雄君	委員	森田真一君
委員	蜂須賀千雅君	委員	佐竹康彦君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

議長	関田正民君	4番	実川圭子君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君

議会事務局職員（3名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
主任	関口百合子君		

出席説明員（4名）

総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
デジタル政策課長	菊地浩君	デジタル推進担当課長	藤本貴史君

会議に付した案件

- (1) 4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情
- (2) 4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情
- (3) 所管事務調査
市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること
- (4) 所管事務調査
行政のデジタル化について

午前 9時33分 開議

○委員長（和地仁美君） ただいまから令和4年第5回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（和地仁美君） 初めに、4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（蜂須賀千雅君） こちらの陳情に関しましては、賛同できかねますこととお伝えをしたいと思います。

9月8日、国葬儀をめぐる閉会中審査が、衆参両院の議院運営委員会が開催をし、出席した岸田文雄首相は、まず冒頭、説明が不十分だったことは謙虚に受け止めながら、国民の理解を得るために引き続き丁寧な説明を続けていきたいと、様々な点から国葬を行うことが適切であり御理解いただきたいということで、説明を繰り返していました。

国葬とは、国に大きく貢献した者の死に際して、国家が主催する葬儀のことを国葬となっています。そして岸田総理は、安倍元首相は憲政史上8年8か月にわたり総理の重責を果たし、国政選挙においては6回にわたる民意を得ることができたこと、それから、まず各国からの敬意と弔意に対して礼節をもって応える必要があると、アメリカ、オーストラリア、インドなどの議会で追悼の決議も行われ、また死後260の国から多くのメッセージが寄せられたこと、また、民主主義の根幹である選挙中の死亡であったことも理由に、暴力に屈せず、断固として毅然とした姿勢を訴えていくために決意を示すとも言われていました。

また、法的根拠の部分についても、国葬が国民の権利を制約したり義務を課したりするものではないため、立法措置は必要なく、内閣府設置法で定められた国の儀式として国葬を行うと、政府の判断でできるということも申しておりました。

また併せて、国民に弔意の表明を強制的に求めるような誤解が生まれないように、閣議決定は行わず、地方自治体や教育委員会などにも弔意表明の協力を求めないとはっきりと答弁をされております。

以上の理由から、今陳情に関しましては賛同できかねるということでお伝えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（大后治雄君） 私なりに、参考となる意見などを主に法的な観点から調べてまいりましたので、まずは

それを御説明したいというふうに思います。

まず、9月8日に配信されました毎日新聞の「国葬の「法的根拠」は何か」という記事の抜粋であります。

「政府は閣議決定を根拠とすることは、はっきり説明しているが、内閣府設置法が根拠なのかどうかは、あいまいな言い方をしている。例えば、閉会中審査への出席を表明した8月31日の記者会見で、岸田首相は「内閣（府）設置法や閣議決定を根拠として、国葬儀を実施する」と語った。しかし、国葬の実施を表明した7月14日の記者会見では、「内閣府設置法で、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関することが明記されている。国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得る」と、閣議決定と内閣府設置法を分けて説明している。松野博一官房長官が7月22日の記者会見で語った内容も同様だ。「内閣府設置法第4条第3項第33号に、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関することが明記され、国葬儀を含む国の儀式の執行は、行政権に属することが法律上明確となっており、閣議決定を根拠として行いうる」。つまり政府の説明によれば、国葬の根拠は閣議決定である。内閣府設置法は直接の根拠ではなく、あくまでも閣議決定の対象となる「行政の作用」と解することの理由になる法律という位置づけだ。このため8月31日の首相会見を除けば、設置法については根拠という言い方を巧みに避けているように見える。では「根拠法は何か」。ここには登場しないが、あえて言えば、憲法65条の「行政権は、内閣に属する」という規定しかないのではないか。（中略）では次に「根拠は閣議決定」という政府の説明に基づいて、閣議決定だけで国葬の実施を決めてよいのか否か、という問題はどうだろうか。根拠となる法律が常に存在しなければ、行政権は発動できないのだろうか。国民の権利を制限し義務を課すような問題については法律が必要なのは当然だ。だが、そこまでいかなない国政上の重要事項についても、必ず法律が必要になるのだろうか、あるいは場合によっては閣議決定だけで行政権を行使できるのだろうか。恐らく、法的根拠論争のポイントの一つは、このあたりの問題をどう考えるかということになるのではないか。

さらに、次の論点として、閣議決定だけを根拠に国葬の実施が可能という考え方に立ったとしても、果たしてそれが妥当かどうかという問題が生じる。内閣法制局の「憲法関係答弁例集（3）（天皇・基本的人権・統治機構等関係）」（2017年）によると、「国葬とは、国の意思により、国費をもって、国の事務として行う葬儀をいう」と、3要件で説明されている。ここでいう国の意思の決定や国の事務としての執行は、法的には、憲法65条を究極の根拠として、行政の作用として閣議決定の形で意思決定をし、それを根拠に執行できるということなのだろう。

しかし、妥当かどうかの観点から見たときには、やはり国の意思というとき、行政だけではなく立法、つまり国会の関与が必要ではないか。国会で議論や議決をせず、与野党の党首会談も開かず、閣議決定だけで国葬の実施を決めたことは妥当とは到底言えない。」

次に、慶應義塾大学名誉教授の小林節先生の見解を明らかにした記事の抜粋を申し上げます。

「（前略）内閣府設置法4条3項33号は、皇室典範（法律）25条で決まっている国葬などの儀式を内閣が執行する規定であって、内閣が元首相の国葬という新しい儀式類型を創出して良いという規定ではありません。だから、今回の閣議決定は明らかに違憲です」と反論。内閣府だけで決めるのなら、「内閣葬」がふさわしいとし、「国葬なら、国権の最高機関である国会の議決が必要です。国会には、そのような大きな権力行使を根拠づける立法権と国費の支出を根拠づける財政処分権がありますが、内閣にはそれらの権限はありません（中略）」との見解を述べた。ではどのような方法をとるのが望ましいのだろうか。「岸田首相が心から「安倍元首相は国葬にふさわしい」と考えるなら、憲法72条に明記された、首相の職務として国会に「元首相国葬法案」

を提出して堂々と議場で論ずるべきです。その上で、主権者である国民の世論が納得して国会の議決が得られれば、民主的手続きを経たものとして安倍元首相の国葬に価値が出ます。今のままでは、国論が定まらず強引な国葬強行によって、また、国民の「分断」が生じます。単に愚策です」。(中略)「国民的総意を確認しないままなら、国葬の私物化です。国葬の価値がなくなります」との考えだ。」

続いて、大阪府知事や大阪市長を務めた弁護士の前野氏の見解を明らかにした記事の抜粋であります。

「(前略)「問題なのは安倍さんの葬儀が国葬にあたるのかどうか、ここの基準が全くない。法治国家であれば、きちんと基準を決めて、国葬に値するものは国葬にする。そうでないものは国葬にしないと」とも切り込んだ。(中略)「もし(国葬を)やるんだったら国会でルール、基準を決めて安倍さん以降の元総理、総理に対しても(基準を)決めないと」と法的に明確な対応を求めた。」

長くなりまして申し訳ございません。最後に私の見解であります。以上のようにして基準や根拠に乏しい今回の問題に対し、法の支配の観点から、このたびの国葬には反対せざるを得ないと考えます。したがって、本陳情には賛成したいと思っております。

以上です。

○委員(床鍋義博君) まず、本陳情に賛成の理由をこれから述べます。

先ほど他の委員からも、法的な根拠ということ述べられましたけども、全くそのとおりでありまして、また、行政権に属するっていうふうには岸田首相がおっしゃったわけですけども、じゃ、行政権に属することであれば何でもできてしまうっていう解釈にもなりかねないので、あの答弁自体が、答弁というか会見自体が非常に怖いものだなというふうに思いました。

また、国民に義務や制限をかけるものではないということでしたけども、ちゃんと国費が使われて、国費というのは要は税金ですから、基本的には国民に新たな負担を伴うものでありますから、それもおかしいなというふうに思っております。

8年8か月っていう長い間やってた功績っていうんですけども、じゃあ、それは何年以上だったらっていう具体的なことも明記されてませんし、それ、感覚でいいのかと。じゃ、今後例えば、言い方はおかしいですけど、無能な首相が10年続けましたっていったときに、じゃあ国葬をすんのかって話にもなりますし、全くそういう明文がないまま、何でも雰囲気ですってしてしまうっていうのは非常に怖いなというふうに思っております。

諸外国からの弔意ってこともありましたが、外国から見れば、そういうふうに他国の首相が亡くなれば、それは弔意を示すことは当然ですし、それがあるからといって国内法を無視してもいいとかっていうものでもないというふうに考えます。

仮に、本当にすごい政治家がいて、国民がこの人は国葬だっていうふうになれば、多分、内閣が決める前に世論が盛り上がり、この人を国葬すべきだよ、すべきだよっていうふうに出てくるんじゃないかなと思うんですよ。でも、これほど議論がされて、なおかつ市議会にまで、国の問題にもかかわらず市議会にまでこういう陳情が上がるっていう状態でね、ということを見ると、これって、本当にこの国葬っていうのをこのまま行ってもいいものだろうかというふうに非常に疑問に思います。

岸田首相が国民の理解を得るために説明していくっていう時点で、もう反対者がいることが前提じゃないですか。だから、そういったことが巻き起こるようなことで、ここで国葬を行ってしまうことを許すのであれば、今後非常に危険な、何でも行政権に属するから内閣でやりますみたいなことになってしまうようなことの一端になりそうな気がしますので、国葬に関しては反対をしたいと思っておりますので、この陳情には賛成をいたします。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（森田真一君） では、私も少し自分の考えてるところを述べたいと思います。

私はこの件では、たまたま自身の一般質問の中で、市の対応についてはその場で伺ったところではありますけども、残念ながら国などから具体的な通知は今もって示されていないということで、対応を見定めているんだというお話がありました。私は、市も答えに窮するような立場に置くような、こういった国の横車を押されてるということ、これ自体、非常に遺憾に思っております。

では、国葬そのものについて申しますけども、今、国では国葬、最初は国葬をやるんだという話がありまして、そのうちいつの間にかに国葬儀をやるんだという話になっております。国葬と国葬儀、一体何がどう違うのか、これ幾ら聞いてもみんな分からないということで、私どもの理解が乏しいのかなと思っておりましたら、毎日新聞ではこんな話が紹介されていたんですが、内閣法制局の「憲法関係答弁例集（3）（天皇・基本的人権・統治機構等関係）」（2017年10月）という書物があるそうですが、ここではこの国葬について、国葬とは国の意思によって、国費をもって、国の事務として行う葬儀をいうと3要件を示しておきまして、国費をもって国の事務として行うということまでは、これは見れば分かります、そのとおりになりそうなんです、問題は国の意思、ここが国会を通じてこれが行われるということになってない、閣議決定だけで推し進められてるということに大きな問題があるのではないかとということも指摘をされているところです。

衆議院の法制局というものがありますが、ここの局長をされております橘さんという方がお話をされてるんですが、8月18日に行われた国会内での野党ヒアリングの中で、この方が「私の頭では理解できないところもありますが「国葬」と「国葬儀」が同種のものとして理解してペーパーをまとめた私たちの理解が浅かったことになると思います」と、皮肉というか憤りというか、こういったことが紹介をされております。ニュース解説なんかでは、親子ドンと親子ドンブリは別物だと言わんばかりだと、こんなような表現もあったように聞いております。

次に、この国葬の実施自体が違憲ではないかとも思っております。私どもは、旧憲法下にあつて現憲法の趣旨に合わない国葬令は既に廃止をされており、国葬自体を行うべきではないと考えております。もともと国葬は、戦前、天皇や皇族とともに、天皇と国家に貢献したとされる国家に偉勲のある者に対して天皇から賜るものとして行われ、天皇中心の専制国家を支える儀式となっていました。その根拠とされた国葬令は、戦後、日本国憲法の国民主権の基本的人権に反するものとして失効しております。政府も失効の理由として、制度全体として現行憲法の本質と相入れない性格を有するというを2017年に示しております。こういったことから、認めざるを得なかったと。

現在の国葬の根拠と基準を定めた法律は存在をしておらず、岸田首相が持ち出している内閣府設置法は、他省庁との区別をした内閣府の所掌事務の範囲を示すだけでありまして、その前提となる国葬をやるのかやれないのかということの根拠となる根拠法は全く示していないというのが現状であります。

また、安倍氏を特別扱いする理由についてですが、岸田首相は、あまたの歴代首相の中でなぜ安倍元首相のみを特別扱いにして国葬、国葬儀を行うのかということ、誰もが分かるように説明してとは思えません。在任期間8年8か月と憲政史上最長となったことなど、従来の説明を繰り返してだけで、国民が納得できるような合理的な説明は何一つできていないのではないのでしょうか。結局、時の内閣や政権党の政治的な打算によって特定の個人を利用していることにほかならない。これは憲法14条に規定をしている法の下の平等とも相入

れないことは明らかです。

教育基本法改正や安保関連法、共謀罪の強行採決、集団的自衛権や武器輸出解禁の閣議決定、韓国との関係悪化や、失敗に終わった原発輸出、憲法56条改正による改憲発議要件の改悪、プーチンを増長させた遠因の一つともなるとされる対ロシア外交での失敗、モリカケ・桜の政治の私物化の疑惑、アベノマスクが象徴するコロナ対策の無策など、氏の存命中の政治的評価は必ずしも芳しいものとは言えないものでした。

一部の国民にとっては、彼の保守的な政治スタンス、保守的といっても括弧つきだと私は思いますが、保守的な政治のアイコンとして果たした役割は、これは顕彰に値するものなのかもしれません。むしろ今では、アベノミクスの過剰な金融緩和等による円安と物価高騰、統一教会との癒着の問題や疑獄事件化している東京オリンピックでの不正など、これまで安倍氏が長く権勢を振るってきたがゆえに議論に蓋をされてきたものが一斉に火を噴き出しているというのが今の状況ではないでしょうか。その結果、各社の世論調査でも、内閣支持率の急落にも如実に現れているのではないかとこのように思われます。

それから、弔意の強要ということについてなんですが、岸田首相は、国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だと述べています。我が国は国民主権の国でありますから、国全体と言われれば国民全体を指すということにもなります。すなわち、国葬は故人に対する敬意と弔意を国民全体として表す儀式だということになります。弔意の強制であることは明らかで、思想及び良心の自由を保障する憲法19条にも違反するものです。

岸田首相は、葬儀委員長として、国葬当日には哀悼の意を表すために、各府省庁においては弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻に黙禱するというのを、決定を行っています。これは、各府庁とそこで働く労働者に弔意を強制するということになりまして、こうした動きが国の関係機関や地方自治体などに広がることを強く懸念いたします。

加えて、武道館に国会議員、地方自治体の首長など6,000人もの参列者を集めて、国葬儀として大々的に葬儀を行うこと自体が、日本社会全体にも同調を迫り、安倍氏への弔意を事実上強制する重大な危険をもたらすことは明らかです。

この陳情で指摘をするとおり、計画どおりにこの国葬、国葬儀が実施をされた場合、市の公共施設や小中学校等で、記帳台の設置、弔旗の掲揚、黙禱など、職員や生徒に対して事実上の弔意の強要と受け取られかねないような雰囲気づくりが行われるのではないかと懸念をいたします。

松野官房長官は8月26日、国葬の当日に自治体や教育委員会などに弔意の表明の協力を求めない方針を明らかにしたと報じられていますが、この5日に日本共産党、立憲民主党、生活者ネットなど都議会4会派では、都に対して申入れを行い、強制しないようにということを申し入れたわけではありますが、都は知事らと協議をするというだけで、明確に態度を示していませんでした。松野長官の言葉には全く根拠がないというのが、今の東京での実態です。

それから、国民の理解という点なんですが、最近の世論調査、陳情者からも先ほどお話をいただきましたけれども、直近、朝日の9月10日から11日にかけて行った世論調査では、賛成38%、反対56%と。以下、その直前に行った各社の世論調査でも、賛成よりも反対が上回るという状況になっています。これで、とても理解を得られてるという状況ではないのではないかと。

それから、費用の問題について申しますが、当初2億円の費用がかかるという報道がありましたが、その後、2億5,000万円だと言って、最近では16億円と、説明は小出しに変転をしているということも大きな問題かと思

います。

しかし、諸外国から来賓が訪れるならば、それ相応の体裁を整えないわけにはいかないはずでありますから、皇位継承式典の予算などから類推をすれば、例えば警備費36億円、来賓滞在費50億円を加え、儀仗隊の経費に2億9,000万円、こういったものが行事本体とは別に、同程度の桁の費用が上乘せになることが十分考えられます。税金を投じて天下万民の前で行う国葬なのに、一体何をこそこそごまかしてるのか、全くふざけた話ではないでしょうか。

故中曽根元首相の際のように、これまでの例に倣った内閣・自民党合同葬儀を行われれば、政府と自民党とが費用を折半するということとなりますが、今回の場合、国葬儀でやるから自民党の自己負担はゼロと、こういう結果になるということも識者が指摘をしてるところです。

もうこれで最後にしますが、国会での審議時間についても一言申し上げたいと思います。

こういった国民が疑念を抱くことが山ほどあるにもかかわらず、それに応える場になる国会の審議がきちんと行われるということが最低限必要であったはずですが、しかし、国会での審議時間数を見ますと、9月8日に行われた衆議院議院運営委員会は、各党の持ち時間、自民党は10分、公明党は10分、立憲民主党は25分、維新の会15分、国民民主党10分、日本共産党10分と、これでは岸田首相にいろいろ聞きたいところがあっても、全くそれができないということにはならないでしょうか。岸田首相は、日頃から聞く力ということを強調されておりますが、そもそも聞いていただく気があるのかどうかということも問われるところかと思えます。

以上です。

○委員（中間建二君） 改めまして、安倍晋三元総理大臣の御逝去を悼み、謹んで御冥福をお祈りいたします。

我が国日本において、あのような形で公衆の面前で、選挙の遊説の最中に、むき出しの暴力によって突然、総理大臣を長年にわたって経験をされた方が命を失うということがあるとは、私は想像できませんでしたし、多くの国民の皆様も驚嘆の思いであの現実を受け止められたことかと思えます。あの事件があったときに、全ての政党、全ての政治家が、あのような暴力は断じて許すことはできないと述べられ、そして安倍晋三元総理の逝去を悼んだことだと思っております。

今、様々な意見が議会の中でも述べられ、また、国葬に対する様々な、国民各層の中で御意見があることについては、私も十分に承知をしております。

また一方で、政府は既に安倍元総理を追悼する国葬儀を開催することについて閣議決定を行い、諸外国をはじめ関係各位への御案内状も送付をされてるというふうに伺っております。世界の260を超える国・地域から1,700を超える弔意のメッセージが寄せられていること、また、どんな理由があれ、あのような暴挙は絶対に許されない、それを日本国の、国家として世界に国の意思を明らかにする、今回の国葬については、私はそういう意義があるものと受け止めております。

突然の暴力によって命を奪われた安倍元総理御本人の無念さはもとより、突然の悲劇に見舞われた御遺族、また御関係者の御心痛の思いに心を致せば、私はもうあと2週間に迫っております追悼の場を静かに迎えることが最も理にかなっているものというふうに考えております。

その上で、あえて2点だけ申し上げたいと思いますが、様々な御意見、また論点等があることも承知をされておりますが、今まで多くの皆様が述べられ、また岸田総理自身が国会でも御説明がされておりましたが、一つには法的根拠がきちんとあるのか、もう一つは国民への弔意の強制にならないのか、この2点が最も大事なことかと思っておりますが、この2点についても、国会での説明、また私自身は、政府の説明に理解をしてお

ります。

最後になります。この件について、予算執行の差止めを求める訴えが各地方裁判所に起こされたというふうに承知しておりますが、これも私は報道でしか知る由はございませんが、ある報道によりますと、東京地方裁判所は、今回のこの国葬に関する予算執行の差止めを求める訴えに対して、予算執行の差止め申立てを可能とする根拠法は存在しないと指摘をされた、また、国葬実施の閣議決定については、国民に何らかの行動を義務づけたり権利義務を形成したりするものではないと判断をされた、弔意の強制につながるものとの市民側の主張は、国民の意に反して弔意やこれに沿った行動を強制する効果があると解すことはできないと退けたというふうに報道がなされております。一定の司法的判断も示されているものと受け止めております。

その上で、あと2週間に迫った国葬に対する法的根拠、また、決して国民全てに弔意を強制するものではないということについては、やはり日本政府が誠心誠意、国民の皆様の御理解が得られるように説明を続けていくべきであるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（佐竹康彦君） 今、様々な賛成反対の御意見をいただきまして、それぞれの立場でもっともな理由を述べられて、それぞれの立場、御意見を表明されたものだなというふうにお聞きしておりました。

私は、同会派の、今、中間委員がおっしゃった様々な内容、同じ会派の人間として全く同感でございますし、正当な手続によって選挙で選ばれた国会議員が立法府において正当な手続を経て内閣総理大臣に選んだこの安倍晋三元首相、しかも憲政史上最長の8年8か月にわたって内閣総理をお務めになったということ、その方が民主主義の根幹ともいべき選挙の最中に、いかなる理由であれ、暴力によって命を突然奪われたというこの悲惨な状況に対して、やはり民主主義に対する挑戦というふうに、やはりこの事件があったときは国民の多くの皆様が受け止めになったことと思います。

やはりそういった点を鑑み、これは政府のほう、様々な委員の方からも御意見を述べられたので、しっかりまた国民の方に御納得、御理解いただくような説明を尽くした上で、静かにお見送りするのが妥当ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 6分 休憩

午前10時10分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

○委員（森田真一君） それでは、討論をさせていただきます。

4 第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情について、自由討議で述べた立場から、以下、国葬儀は国葬とまとめて申し上げて、陳情に賛成をする立場で討論をいたします。

岸田政権は、安倍晋三元首相の国葬を閣議決定し、9月27日に強行しようとしています。日本共産党は、国葬が国家として安倍氏の政治を賛美礼賛するようなことになるとともに、憲法に保障された内心の自由を侵害して、弔意の強制につながるものが強く懸念されるとして、その中止を強く求めてきました。

その後の岸田政権のこの問題に対する対応を通じて、国葬の強行が憲法違反であることがいよいよ明瞭になってきていることを厳しく批判しなければなりません。国葬の強行は、憲法第14条が規定をする法の下での平等に反し、憲法19条が保障する思想及び良心の自由に反します。また、国葬の強行は、法的根拠のない国葬を一遍の閣議決定によって強行することは、法治主義を破壊し、法の支配を人の支配に変える暴挙であります。

しかも政府は、費用の総額は国葬を実施した後でないと明らかにしないと述べています。国会での説明も議決もなしに憲法違反の国葬に国民の血税を使うなどということは、無法に無法を重ねると言わざるを得ません。

さらに、国葬強行がもたらす政治的害悪は計り知れません。安倍元首相が行った憲法違反の安保法制の強行をはじめとする立憲主義破壊の暴政の数々、憲法9条改定に向けた暴走、アベノミクスなど、貧困と格差を広げた経済政策、森友・加計、桜を見る会などの数々の国政私物化疑惑を国家として容認し、安倍政治への敬意を国民に強要するということとなります。

さらに、事件を通じて、安倍元首相は反社会的カルト集団、統一教会との関係において、最も深刻な癒着関係にあった政治家の一人であることも知られるようになりました。国葬の強行は、この癒着関係を免罪することにもなりかねません。

どんな世論調査でも、国民の多数が国葬強行に反対してるのは当然のことです。しかも、反対の世論は日を迫るごとに増えています。岸田首相は、国葬を行うことで民主主義を断固守り抜く決意を示すと言いますが、国葬強行こそが日本の民主主義を破壊することになります。それは、死者の最悪の政治利用と言わざるを得ません。

日本共産党は、憲法違反の国葬の計画を中止することを強く求めております。このような立場から、同陳情に賛成をする次第です。

この件については、報道の中でも、国葬を中心的に進めようとしていた麻生元首相が、理屈じゃないんだと、こういうことを岸田首相に言ってけしかけてるといようなことが最も象徴しておりますが、政治から道理が消えれば、無理だけが通るといことになります。こういったことも踏まえて、同陳情に賛成をしていただくよう、皆様に強く呼びかけるものです。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4 第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして本件に対する可否を裁決いたします。本件について、委員長は不採択と裁決いたします。

○委員長（和地仁美君） 次に、4 第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

4 第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（森田真一君） 私は、先ほど15号陳情の審査の際に、陳情者から御意見伺ったと申しましたけども、正しくは16号陳情の提出された方からの聞き取りでありましたので、ちょっと内容的に重なっていたもんですから混同してしまいまして、訂正をさせていただきます。

16号陳情につきましては、私は、15号陳情の理由と全く同じ理由で賛成をしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 私も、16号陳情については、先ほどの15号陳情と同様に賛成の立場です。

また、付け加えさせていただくと、先ほど他の委員から、個人の逝去を悼むということ、それを示すということありましたけども、もちろん個人の死、特にショッキングな形で亡くなったことについてということに関しても含めると、それに関しての弔意を示すことは、非常に、個人としては、それは感じておりますので、ただ、そのことと、ショッキングなこと起こったから、人心が動揺してるところに乗じてつつたらおかしいですけども、そういったときに国葬ということを法的根拠の薄いまま決めてしまうということに対し、非常に疑問を持っているわけです。

特に、政治家の評価っていうのは、そのときの評価もありますけれども、非常に時代を経てから、あのときの政治家はよかったとか悪かったとかっていうこともありますので、やはりそういったことを考えると、法的根拠の薄いまま、なかなか国葬といったところに強行するのはいかがなものかなっていうふうには思っております。

以上です。

○委員（大后治雄君） 私も、おおむねさきの4第15号陳情で述べたとおりであります。

ただ、陳情理由に若干の違和感がありますが、国葬の日程が差し迫っていることに鑑みまして、本陳情には賛成したいと思っています。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど15号陳情の中で幾つか述べさせていただきましたが、少し加えるとすれば、16号陳情に関しましても賛同できかねるということです。

陳情趣旨にあります、その政治姿勢から国民に否定的に受け止められており、これを申う者に値しないことという部分に関しては、私、東日本大震災の復興やデフレ脱却、経済再生を図るアベノミクスを推進した上で、国内外から紛れもなく、国政選挙で6回にわたって高い支持を得たということが、まずあることをお伝えしたい。

それから、巨額の公費を投入して執り行う国の儀式は、経済情勢を鑑みるに不合理であるということに関してではありますが、国の儀式と国民の生活の部分を同列に、やっぱり扱っていくのはなかなか無理があるのかになっていうふうに思ってます。例えば、国葬でも内閣葬であっても国費は使われるので、内閣葬であればいっていう部分が少し曖昧かなというふうに感じております。

それから、法的根拠の部分ですが、少し加えれば、行政上の事実行為として式典を行う場合、法律の根拠は必ずしも必要がないということは今までもありました。令和4年5月の沖縄復帰50周年の記念式典や、平成24年から昨年まで行われていた東日本大震災の追悼式の式典を、立法院や司法院における特段の意思決定に係ることなく、行政の裁量で閣議決定をして実施してきたという事実がまずあります。

以上のことに関して、私はこの16号陳情に関しましても賛同いたしかねるということでお伝えしたいと思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（森田真一君） 先ほど、他の委員からの東日本大震災の追悼の場合は別に、特段の国会決議など必要としなかったという、そういう事実があるというお話あったんですけども、その背景にあるのは、やはり国民の意思ってことになると思うんですね。そういういったときに、いや、それは駄目だという世論が起こって、世論調査で取り上げられて、賛成、反対が拮抗したなんていう事実は、そういう事実はないわけでありまして、当然、多くの方がその悲惨な体験、追悼したいという思いは共有してますから、何事もなく執り行われたものなんだという理解をいたします。

私は、国葬が、今の日本国憲法との関係でいえば、いろんな定めが、もともとやらない前提でつくられていますから、やろうとしたときに、どれだけ民主的な仕組みをもってされるのかというのは、国葬儀案に実際には機能しないってことはあると思うんですね。

例えばですけども、文化勲章なんか受章するときには、受章される方をどうするかっていうのは選定委員の人が、たしか30人だとか、それぐらいいらっしゃるんですね。そういう様々な、専門的な、広く知見を持った方々の御意見も伺いながら、妥当かどうかということを審議するというふうに伺っておりますし、逆によく言われるのが、国民栄誉賞もいろんな方選ばれますけども、この場合はそういった審議会みたいなものがないため、しばしば、これは政府の人気取りみたいなことに利用されるんじゃないかというようなことが指摘さ

れるところもあるかと思えます。

今のところは、選ばれた方は、たまたま多くの方が了承されるような方が広く選ばれてますから、そういったこともあまり問題になっていないわけでありますけども、原理からいえば、そういった様々な、時の政権の意思などがダイレクトに反映しないように、丁寧なつくりの中で、こういった葬儀や表彰というようなことが行われていくべきものですが、今回の場合、もともとそういう制度のないところに押し込んでくるわけですから、ここで無理が働く、こういった状況なのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（中間建二君） 本陳情については、先ほどの15号陳情と同様に、国葬への反対に対する姿勢を、東大和市議会としての意見表明を求めているというふうに受け止めております。

そういう意味では、先ほどの陳情で申し上げたとおりで、私の考えとしては申し上げたとおりでございます。その上で、本陳情には、安倍元総理の政治姿勢のことについて趣旨が述べられております。

先ほど、他の委員からも発言がございましたが、選挙で選ばれ信任された国会議員によって、総理大臣が選出をされてるといふ、日本の法律、法治国家の中での適正な手続によって選ばれた総理大臣が長年にわたって要職を務められたという、その事実自体は、私は大変に重いものであるというふうに受け止めております。

その上で、政治家は国民の皆様から選ばれる以上、どのような批判があったとしても、それを謙虚に受け止め、真摯に反省をし、国民の御意見に寄り添い、お応えをしていく政治姿勢を、やはり私は貫いていくべきものであるというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） こちらの陳情は先ほどの第15号陳情と同様の趣旨を求めておられまして、先ほどの陳情に、私は反対の立場を表明いたしましたので、同様の立場で臨みたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（森田真一君） たまたまではございますが、このたびイギリスのエリザベス女王がお亡くなりになって、やはり向こうでいう国葬ということなんでしょうが、そういうことが間もなく行われるということになります。これがテレビのニュースなどで報道されて、現地のまちの人に取材なんかされたものを見ましたけども、みんなこぞって弔意を示しているのかなと思いましたが、意外とそうでもなく、これはテレビの短いシーンの中で構成してますから、平均的に出てるわけじゃないと思いますけども、やはりイギリスでいえば、長い植民地主義で世界に対して与えた影響だとか、こういったネガティブなことなんかも含めて君主への評価してる国民は意外と多いんだなということが感じ取られます。

それでも、向こうは向こうで葬儀をされることになるわけでありますけども、事ほどさようにエリザベス女王でさえ、やはり賛否が分かれるということは、やっぱりあるんだというようなことから考えますと、ましてや日本の、私たちの身近に長くおられた安倍総理に対して、近いところから見て、行ってきた事柄等々に対して、様々な否定的な思いも持たざるを得ないと。残念ながら、亡くなったこと自体は大変残念なことだけれども、国葬で弔意を示すというような形で、そういう意思を皆で同じように持とうというようなことには抵抗を覚えるという、こういう国民が、少なくとも、今、世論調査では多数派を占めているということだけは、この際確認をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情については、第15号陳情と同様の理由で賛成をいたします。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして、本件に対する可否を裁決いたします。本件について、委員長は不採択と裁決いたします。

ここで、説明員入室のため暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時29分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から、令和4年6月から令和4年8月までの災害対応等について、タブレットに掲載の資料のとおり報告がありましたので、御確認願います。

この資料について質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） 前回に引き続いて、南街の火災のところで誤報がありますね。これ、いつも住所が一緒だったりするんですけども、それについて、これ警察などに連絡して、迷惑行為ということで、そういったことの対応というのは取られているのでしょうか、分かる範囲でお願いします。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 南街1丁目で続いている誤報案件でございます。

配付いたしました資料によりますと、（4）番につきましては、これは、車が建物の壁にぶつかってエアバッグが作動したのを火災と勘違いして通報したという誤報でございますが、（1）から（3）につきまして

は、そういった火災の誤報の原因となるような事実も確認できない、それから通報者も確認できないと、こういう状況でございます。

そして、私どもは東大和警察に、この件につきましては御相談を何回かしております。ただ、警察からは捜査上の問題ということで、一切具体的な説明がされてないと、こういう状況でございます。

以上であります。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（佐竹康彦君） 資料にございます大雨等の対応のうち、13日水曜日ですかね、被害状況の中で、道路冠水3件ございます。青梅街道、市道6号線、いちょう通りと、通りの名前しか載ってませんけれども、具体的にそれぞれの通りのどの場所でどのような状況であったのかというのを教えていただければと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 7月12日の大雨の被害状況の件だと思いますけれども、道路冠水3件という記載ございます。青梅街道と市道6号線といちょう通りということでございますが、いつも、南街交番の付近と、それからいちょう通りにつきましては、市役所からあそこのイトーヨーカドーに向かう途中の、ちょうどクリーニング屋さんの付近の辺りが、よく水が出やすいところでございます。

それから、6号線につきましても、通常、冠水されやすい場所でございますが、申し訳ございません、詳しい住所等の情報が今手元にはございませんので、通常、大雨で冠水する場所というふうに認識していただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 以上で本件の報告を終了してもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 以上で本件の報告を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時40分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（矢吹勇一君） 先ほどの災害対応等に関する質疑の中で、道路冠水3件について、1つ市道6号線の場所をちょっとお答え漏れましたので、その点お答えさせていただきます。

具体的な場所につきましては、南街交番の付近、ちょうど青梅街道と6号線と交差点の付近、こちらでの冠水が発生しております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、行政のデジタル化について、本件を議題に供します。

本日は担当部署より、東大和市デジタル化推進支援業務委託について説明をいただき、その後質疑を行いたいと思います。なお、資料についてはタブレットに掲載してありますので御参照ください。

それでは、東大和市デジタル化推進支援業務委託について説明を求めます。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） それでは、東大和市デジタル化推進支援業務委託の内容につきまして御説明させていただきます。

資料1、東大和市デジタル化推進支援業務委託についてを御覧ください。

最初に、1の委託の目的でございます。

デジタル化につきましては、多様な技術、手法等が存在し、専門性も高いことから、豊富な知識や実績を有している事業者からの支援を受けることで、効果的、効率的にデジタル化を進めることが可能となります。そこで、事業者からの支援を受けまして、職員の意識改革や業務改善などに取り組むことにより、市民の皆様の利便性の向上と行財政運営のより一層の効率化を図ることを目的として実施いたします。

次に、2の委託業務の内容につきましては、資料2、東大和市デジタル化推進支援業務委託仕様書（案）のとおりでございます。後ほど資料2ということで御説明させていただきます。

次に、3のプロポーザルの概要についてであります。

プロポーザルにつきましては、（3）に記載のとおり、委託上限額を2,200万円に設定いたしまして参加者を募集いたしましたところ、（5）のとおり1者より応募がございました。その後、（6）、（7）に記載のとおり、庁内に設置いたしました選定委員会において審査した結果、東日本電信電話株式会社（NTT東日本）を優先交渉権者として選定いたしました。同社は、今回の委託業務と類似した業務を神奈川県綾瀬市や茨城県庁などで実施した実績を有しております。現在同社と契約締結に向けまして、最終的な調整を行っております。

今回、参考といたしまして同社より提出されました企画提案書のうち、公開の承諾を得た部分を資料3として添付いたしております。こちらについても後ほど御説明させていただきます。

それでは、次に資料2でございます。

東大和市デジタル化推進支援業務委託仕様書（案）を御覧いただきたいと存じます。

ここからは委託の内容につきまして御説明させていただきます。なお、委託の事務的な内容に関する部分については説明を省略させていただきます、業務の内容に関する部分に要点を絞りまして説明させていただきます。

最初に、1ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、2番の業務の目的でございますが、こちらは先ほど資料1のほうで御説明させていただきましたので、改めての説明は省略させていただきます。

次に、3の履行期間であります。

契約につきましては今月中に締結をいたしまして、その翌日から業務を開始して、令和5年3月31日までが履行期間となっております。

次に、2ページを御覧いただきたいと存じます。2ページの中ほどに記載しております10の業務内容のところを御覧いただきたいと存じます。10の業務内容の上から2段目のところを御覧ください。

最初に、委託業者による常駐支援について御説明いたします。

今回の委託では、10月以降の業務期間中、デジタル技術の利活用に精通した委託業者の社員が1週間当たり平日の2日以上、デジタル政策課の執務室に常駐することを要件としております。この常駐の目的でございますが、デジタル政策課職員が常駐者と随時コミュニケーションを取ることによりまして、デジタル技術の最新の動向や利活用の方法、こういったものを取得し、専門性を高めることができる効果などを期待したものでございます。

続けて、各業務の内容について御説明させていただきます。

今回の委託では、主に3つの業務を行うこととしております。1つ目の業務は、ただいま御覧いただいているページの下部分に記載しております、(2) 職員のデジタル力の向上とDXマインドの醸成であります。

この業務では、職員の意識改革を図るため、各種研修を実施いたします。研修の内容につきましては、次の3ページにかけて記載のとおりでございますが、管理職員向けの研修、一般職員向けの研修、デジタル政策課職員向けの専門研修、この3つを予定しております。これら研修の実施によりまして、職員がデジタル化や業務改善に積極的に取り組むことができるよう意識改革を図ってまいりたいと考えております。

次に、3ページ中段のやや上に記載しております、(3) の庁内業務のデジタル化を伴う業務改善についてでございます。こちらが今回の委託の2つ目の主な業務となります。

この業務では、保育園入園に関する業務について、デジタル化を伴う業務改善に取り組みます。主な実施内容はその下に記載のとおりでございます。なお、③に記載をしておりますが、今回の業務改善では、市民の皆様の利便性の向上に寄与する行政手続のオンライン化についても併せて検討していきたいというふうに考えております。

次に、その下、(4) のデジタル推進に係るサポート等の実施についてであります。こちらが今回の委託の3つ目の業務となります。

この業務では、委託業者が市のデジタル化の推進に関して様々な面からサポートを行います。主な実施内容ではありますが、まず①といたしまして、市が行う情報システムの導入、改修等に対して、評価や仕様書の確認、検証を行い、情報システムの導入、改修の最適化を図ることとしております。また、6月のこちらの総務委員会のほうで御説明させていただきました庁内ネットワーク環境の再構築、こういったものについてもサポートを受ける予定となっております。

次に、4ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、②といたしまして、デジタル人材の確保に関するノウハウの提供、③といたしまして、国や東京都等の動向を踏まえたDX推進の提案、助言等を行うというような予定となっております。

主な業務は以上でございますが、その下の(5) そのほかの提案といたしまして、①では、今回の委託で実施する業務の内容を来年度以降も引き続き実施するようにするための提案、②といたしまして、国が進めている自治体システムの標準化に市の的確に対応できるようにするための提案を受ける予定となっております。

仕様書(案)の内容につきましては、説明は以上となります。

次に、資料3を御覧いただきたいと存じます。

こちらは、今回プロポーザルにおきまして、NTT東日本から提出された企画提案書の一部でございます。1ページにつきましては、今回の委託事業の取組体制と全体スケジュール、こちらをまとめた資料でございます。

最初に上段部分でございますが、こちらは今回の委託事業の取組体制でございます。先ほど御説明したとおり、今回の委託では主に3つの業務を行います。業務ごとに個別のグループをつくり、対応する体制となっております。

次に、下段は本事業の全体スケジュールでございます。各取組のおおむねの実施時期が図で表示されております。その表の上部分に記載されておりますが、常駐支援につきましては週2日の予定となっております。

次に、2ページを御覧ください。

こちらは、主な業務の1つ目、職員のデジタル力の向上とDXマインドの醸成に関する提案内容となっております。

ります。上段は研修の全体像で、管理職、デジタル政策課職員、一般職員向けの各研修の内容が記載されております。

その下、下段については、今回のDX研修を通じて目指すことがまとめられております。参加者が自らの役割、目指す姿を認識すること、職員が自ら当事者となり活動すること、この2つを目指すことについて記載されております。

企画提案書の説明は以上となります。

なお、その他の企画提案の内容につきましては、事業者の知的財産でございますが企業情報が含まれているため、今回資料としては配付してございませんが、資料ございませんけれども、口頭にて概要を説明させていただきたいと存じます。

今回の委託における主な業務の2つ目、業務改善の関係でございます。

業務改善の関係は、業務の棚卸し、可視化などを経て、あるべき姿をまず最初に策定し、RPAなどの効率化ツールの導入を検討する提案となっております。現状の業務の一部を単にデジタル化するのではなく、業務全体を見直した上でRPAなどの効率化ツールを導入し、業務の効率化を図る、そういった内容となっております。

次に、主な業務の3つ目、デジタル推進に係るサポートのうち市が行うシステム導入の最適化、こちらにつきましては、他自治体で実績がございますチェック項目、そちらを活用して、ここで効果的な提案、助言等を行うとそういった提案となっております。

また、デジタル人材の確保の関係でございますが、こちらについては、こちらのNTT東日本、デジタル人材を多くの自治体に派遣してるといったような実績もございますので、そういった実績に基づいて、募集条件や選考基準などの提案を行うと、そういった内容となっております。

今回の委託業務の説明は以上となります。

デジタル化につきましては、多岐にわたる取組が必要でございます。また、デジタル人材の育成などについては長期的な視点で取り組む必要があると考えております。今回の委託をデジタル化推進の契機といたしまして、各業務内容を着実に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（和地仁美君） 説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明に対して質疑等ございましたら御発言願います。

○委員（床鍋義博君） デジタル庁ができて、これから結構変わってくるかなというふうにちょっと期待はしてるんですけども、そのときに結構、国が変わったと同時に恐らく地方自治体もそれに応じて変えていかなきゃいけないところも出てくると思うんですね。印鑑廃止とかももう今進んでると思うんですけども、それも含めてそういったところも、NTTさんですか——は対応していただけるのか。それとも、今全部提案いただいた部分に限ってしまうのか、その辺臨機応変にできるのかどうかというのを教えてください。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 臨機応変に対応するということでございますが、今回の委託の大きな項目でございます常駐支援というものがございます。NTT東日本の社員の方が、デジタル政策課の執務室に週2日常駐するとなっております。その常駐する中では、デジタル政策課の職員と随時コミュニケーションを取って、デジタル化の關係の相談等をさせていただきたいというふうに考えております。

今回の委託事業、まずはこの仕様の關係を着実にやっていただくというのが前提でございますが、ここに書

いてないようなデジタル化の関係についても随時相談をさせていただいて、それを我々職員のほうで身につけて意識改革等に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 御説明いただきましてありがとうございます。

資料の中に度々出てますDXマインドの醸成ということでございまして、このDXマインドというのは、何となくは分かるんですけども、具体的にそのマインドが、具体的な今どのようなことを指すのか、そのマインドが醸成されたときに職員の方の働き方がどう変わるのか、市民サービスがどう変わっていくというふうに展望されておられるのか、この辺について伺いたいと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） こちらのDXマインドの関係でございますが、DX——変化というところが大事だと思っております。今の事務事業の進め方に、それを踏襲するのではなくて、デジタル技術の導入等によって業務を変えていくというような意識づけがまず必要かというふうに思っております。今回の委託がその契機となるように研修等を行って、職員の意識を変えていきたいというふうに思っております。

今回の委託の大きな目的を2つ挙げておりまして、職員の意識改革と、あと市民サービスの向上というところもございまして。今申請のオンライン化等もどんどん進んでおりますので、そういったものにも職員がどんどん積極的に取り組んでいけるように、そういった意味でも職員の意識を変えていく必要があるというところで、まずは今回委託の中で研修等を実施して、職員の意識の向上、改革をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） そうしますと、今までデジタル化していない段階での業務に様々従事していただいておりますけれども、デジタル化すればもっとこれ効率的になるんじゃないか、もっと市民サービス、こういうやり方、向上できるやり方あるんじゃないかというふうに常に前例踏襲とか、それまでのやり方をやっていたら公務員としての仕事はいいんだというふうなことではなくて、常によりよいもの、より価値の高いものに自分の仕事を見直していくという意識を醸成させるというふうに受け止めさせていただきましたけれども、そうしますと、例えばこの何年か単位で5年、10年変わらなかったような業務内容につきましても、例えば短ければ1年単位とか、二、三年単位で市民サービスがよりよく向上する、目に見えてくると、こういうことを期待してよろしいかどうか。すみません、この点についてお伺いします。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 業務改善の関係でございますけれども、今回モデルケースというように形に位置づけておりますが、保育園の入園業務に業務改善に取り組んでまいります。その中で、先ほど御説明しましたけれども、オンライン化というところも併せて検討してまいりたいと思います。今の業務を単にデジタル化して、そのまま業務を流すのではなくて、変えられるところを全体的に見てみながら、デジタル化をしながら市民サービスの向上というところで努めてまいります。ですので、オンライン化の手続等ができれば市民の皆様、そういったもので利便性を実感できるというふうに考えておりますので、そういうところまで目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（中間建二君） このデジタル化推進支援業務委託についてでありますけれども、これまでも総務委員会の所管事務調査で様々な御説明いただいた中で、専門的な民間の知見をしっかりと活用していくということで、これまでも御説明があったかと思いますが、委託料上限2,200万円というところで、ざっくり見ればこの専門

的な有能な人間2人を雇用したというような見方にもできるかなと思うんですけども、これがまず今年度中の契約ということで、例えば大きな実績を上げております市民部の窓口業務の委託等は、複数年の契約からスタートしてるわけですが、これがこの今年度での契約ということにしている考え方はどういうものなのか。

また、当然これは継続してこの取組を東大和市として、デジタル推進を行っていかなくちゃいけないわけですが、それはこういうやり方を継続して行っていくような考え方なのか、それとももうこの短期集中で、職員がノウハウをここでぐっと身につけることによって、こういう委託が必要がないような状態を目指していくのか、このあたりについては今どのような形で整理されてるのか伺いたと思います。

○総務部長（矢吹勇一君） 今回の委託業務に関しましては、今年度3月までの間で集中して職員の意識改革、また業務の改善ということをまずは取り組んでいくということで考えております。

ただ、今回の委託業務の内容につきましては、令和5年度以降、来年度以降も引き続きデジタル化をしっかりと推進していくということの具体的手法等についても提案を受ける予定でおります。こういった内容を踏まえまして、来年度以降、対応については検討してまいります。デジタル化に関しましてはこうして委託以外でもいろいろな取組が必要になってきますので、次年度以降につきましては、一つの考え方として引き続き委託を実施するというのも選択肢の一つとしては考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） ありがとうございます。

それともう一点、最後に課長のほうから、今回の委託によって業務改善の、東大和市としてのあるべき姿を追求しながら業務改善を行っていくという考え方が示されました。このあるべき姿っていうものに対しては、これまでの例えば行政改革大綱等で示されてるような、または東大和市のデジタル化推進の計画に示されてるようなものを指しているのか、それともこの委託の専門的な知見を活用する中で、いわゆる現場の職員の皆様と議論を積み重ねていく中でこのあるべき姿を追求していくという意味なのか、このあたりについてはどういような、いわゆる既存のもう既にある計画にのっとったあるべき姿っていうことなのか、それとも新たに現場の皆さん、様々な実務も経験されてる中で、それぞれの職員の意向や考え方を踏まえてのあるべき姿という意味なのか、このあたりはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

○総務部長（矢吹勇一君） あるべき姿ということに関しましては、まずは現在当市で情報化推進計画を策定しております。この計画に基づいて、この計画を達成するということが目標とするところでございます。ただ、一方でデジタル庁、国においても様々な新たな検討というのが進んでまいります。また、デジタルに関しましては本当に日進月歩で、毎日新しいものが発生しております。そういった国の状況も踏まえて、計画以外のことでも取組を進めてまいります。

また、もう一点、非常に大事だと考えておりますのが、やはり職員が自ら考えてデジタル化を自分で、自分たちのこととしてデジタル化を利用して、業務の改善をしていくということが非常に重要だと思います。ですので、様々な、考え方は複雑になってまいります。まず現在ある計画を進めると同時に職員一人一人が新たなものを考えてそれを取り組んでいく、そういったことを両輪としてあるべき姿というのを実現させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（中間建二君） ありがとうございます。やはり、これから決算審査等も臨むわけですけども、やはり日々職員の皆様、現場の実務の中で様々な課題を認識しながら業務を進めていращるかと思います。今

部長御答弁いただいたように、職員の課題解決に今回のデジタル化の推進支援業務委託がつながり、そこが大きく業務改善、皆様の働き方改革にもなり、市民サービスにもつながり、また行政運営の効率化にもつながるという形で、ぜひ大きく実績が上がられることを期待をしております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） これ、職員のデジタル化を推進するっていうところが主目的だと思うんですけども、契約の中に成果品の提出っていうのがありますけれども、これ具体的に成果品ってどういう形でなるのかな。だから、効果測定とかそういった感じになるのかどうか分からないんですけど、それはどういった感じなんですかね。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） まず、仕様書に書いてある成果品、こちらは書面という形で出させていただきますのでございます。委託業務でございますので、書面という形にまとめていただいて出していただくというところがまずあるかと思えます。

効果測定につきましては、それぞれ今回3つの大きな業務がございます。なかなか効果を数字とかで把握できないものも含まれておりますが、例えばでございますが、大きな取組の項目1つ目の研修の関係、こちらではですね、例えば研修の前と後で職員のアンケート等を実施して、その意識の変化をなるべくつかみたいというふうに思っております。

業務改善につきましては、保育園の入園業務ですね。1件当たりの入園申請の処理の時間とか、そういったものであれば数値化ができるかなというふうに思っておりますので、それで効果の測定を図ってまいりたいと。

それ以外の大きな項目の3つ目のサポートの関係ですが、こちらは仕様書の確認等をしていただきますので、その件数とかそういうところで効果ははかれるかなというふうに思っておりますので、数字とか客観的に効果ははかれるものについては、そのような形で努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（佐竹康彦君） すみません、ちょっと細かい点なんですけども、一般職員向けの研修の中で対象者200人とされておりますけれども、具体的にどのような年齢層ですとか、どのような部署になるのか。全部署の中からチョイスするのか、今回初めて取り組むこのデジタル化の中で特にこの部署を中心に研修するのか、その点だけちょっと確認します。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 一般職員向けの研修でございますが、仕様書では200人という形で人数のほうを絞らせていただいております。こちらは、各課、全ての課から原則出して出席していただくというところと、希望者についてはなるべく多く出席をしてもらおうという趣旨で約200人というふうにしております。人数につきましては、委託業者との調整の中で若干の増減等が対応できますので、希望する職員が全て受けられるような、そんな形で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（森田真一君） 具体的な形で住民から目に見えるものになるのは、多分保育園の入園手の合理化ってことになって、これは何年前から御担当のところでも、仕組みとしてはこういうのがあって、早く導入できたらいいというようなお話聞いてたんで、中身はちょっと私はよく知らないですから、ああ、そういうことがあるのかという理解しかなかったんですけど、具体化が進むということでは、これは一歩前進ということなの

かと思うんですが、一方でこれに限っていうと、一例でいうと、その選考過程のアルゴリズムが一体どういうふうになってんのかっていうのが、その選考がね、本当に入園希望者から見て合理的なものになってるのかどうかっていうのを確認する必要はどこかで、これ結果からしか逆に分かんないのかもしれないですけども、そこは重要なところだと思うんですが、そういうのを見る目を養うと言ったらいいんですかね、それはこの研修の中で、職員さんとか管理職の研修の中で、そういうことが考えられるものなのかどうかってことだけはちょっと確認しておきたいというふうに思うんですけども。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 今回のオンライン化でございますが、今まで紙で市民の皆様が入所申請していただいたものを、それをパソコン等、スマートフォンを使ってやっていただくというところをやることによって、市民の皆様市役所に来なくても大丈夫ですし、利便性が上がるという趣旨で考えております。

選考というと、保育園の入園選考……（森田真一委員「第一希望・第二希望・第三希望とか、合理的にこう組み合わせるシステムだ、ですとか……」と呼ぶ）そういうことでございますよね。それは、保育課の窓口のほうで、その入園申請を紙で受けようがオンラインで受けようが、選考自体は、その先の選考というのは同じでございますので、市民の皆様からの疑問点等あれば、それにはオンライン化とは別に御説明させていただくということで対応できるかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時 8分 休憩

午前11時12分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいま担当部署より説明いただきました東大和市デジタル化推進支援業務委託について、委員間での自由討議を行います。

○委員（佐竹康彦君） 質疑のほうで確認させていただきました中で、特にDXマインドの醸成ということがすごくやはり重要なのかなというふうに思います。便利なものを様々導入しても、やはりそれを使う側の人たちがよりよい仕事をしようとか、よりよいサービスを生み出していこうとか、現状の在り方に疑問を持ちながらより改善点はないのかと常に探し続ける、そういったマインドをつくるということが今回のDXの大きな方針の一つなのかなというふうに改めて確認をさせていただきました。

ともかく10年前、20年前と同じようなことをやって、それでよしとするようなそういった風潮ではなく、これ行政ということではなくてあらゆる企業、お仕事をされる方も当然そうだと思うんですけど、10年前、20年前の仕事のやり方を踏襲すればそのままでもいいんだということではなくて、やはりより時代に即した形で、サービスを受ける対象者の方々の動向、ニーズもしっかり把握しながら、常によりよいもの、より効率的なものを求めてくというやり方は非常に重要だというふうに感じましたので、この委託事業の中でそういった意識が職

員の方々に醸成されるのであれば、非常にすばらしい取り組みがいのある事業だなと感じました。

また、これ翻って私たち議会自身もこれまでの在り方ということではなくて、タブレット端末も貸与していただきましたので、新しい形で対応できるようなことを我々としても考えていかなければいけないなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ありがとうございます。

ほかございますか。

○委員（床鍋義博君） やはり、特に若い人なんかはすごく抵抗感なく移行できると思うんですよ。逆に意思決定、権力のあるほうが対応できてないっていうところがあると思うので、そこは頭を柔軟にしてもらって、便利なものをどんどん使っていこうという、皆さん電話だって昔なかったわけで、それからファクスになって、パソコンになって、だんだん使えるようになってきたわけですから、そういったことを対応できるようになっていけばなというふうに思うのと、あともう一つちょっと懸念があるのは、デジタルに偏り過ぎちゃうと、この間 a u とかで通信が一気に途絶えたっていうことで、ほぼ何もできなくなったということもあったりするので、やはりそれは B C P とかそういったところでしっかり対応できるような形も見ながらデジタル化っていうことをうまく使っていければな。ツールですから、あくまでも。そういうふうにしていただくといいことが醸成できればなというふうに思います。

我々議会のほうもできるだけ、逆に意思決定がもしかしたら議会のほうが早いかもしれないので、どんどんどんどん、もしかすると委員会を Z o o m でやりましょとかっていうこともできるのかもしれないんで、そういったところはもしかすると市をリードしていけるかなっていうふうなところもあると思うので、その辺は頑張っていきたいなというふうに思ってます。

以上です。

○委員（大后治雄君） デジタルマインドの醸成、そういったようなところに象徴されるように、デジタル化の時代にあってもやっぱり最後は人なんだなと、人の在り方というか存在というか、そういったそこに介在する人というものの在り方っていうのを再認識させられるような、今回そういったような話だったと思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（中間建二君） 今日は、デジタル化の支援業務委託の御説明等をいただいたわけで、やはり東大和市の行政でも先行して、納税課だとか市民部の窓口業務委託を民間の専門性だとか I C T 技術だとかっていうものを入れたことによって格段にサービスがよくなり、また業務の効率化が上がってるっていうことは、これもう圧倒的な事実だと思うんですね。そう思ったときに、やはりこの今回のデジタル化の取組もこういう形で入っていくっていうことで、すごく評価されるべきことだと思うんですけども、えてして行政っていうのは、いわゆる安定性が一番重視されるというか、石橋をたたいても渡らないぐらいのそういうものが、今まではそれが最も尊重されてたと思うんですが、このデジタル・トランスフォーメーションの取組においてはもうまさに革命って言われてるわけですから、もう何ていうか、もう石橋をたたかなくても渡るぐらいのスピード感を持って徹底してやるっていうことがやはり一番求められてんじゃないかと思いますので、今回こういう形で所管事務調査してるわけですから、議会の側としても、あれやって失敗だ、これやって失敗だっていうことじゃなくて、やっぱり少々失敗があってももうどんどんどんどん前に進めていくっていう姿勢をやっぱり持っても

らうことがやっぱり一番大事だし、議会の側としてもそれをぜひ応援していきたいなというふうに思いました。
以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（森田真一君） せんだって、委員長のお計らいもありまして、担当部局のお力添えもいただいて、渋谷区の見学もできたわけでありまして、あれをやっていただいたおかげで非常にこう、言われてることはこんな感じなのかなって具体的なイメージもつかみながら、今の御説明を伺うこともできました。

あの中は、今日あれどうなったって話じゃないんですけども、あの中でもやっぱり管理職、特に上級の管理職の方の主導性っていうことが強く言われてたんで、そこにもぜひ期待をしたいというふうに思います。その1点だけ言うておきます。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。今回のこれで、やっぱり渋谷区、今森田さんも言っていましたけど、渋谷区と同じような形で職員の職場環境が上がることで、市民にどれだけたくさんのものが還元できてというふうに思いますので、議会のほうの決裁のほうが確かに同じように進めていくに当たっては先行してやれることもあると思いますので、非常に期待して見守っていききたいかなと思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかは大丈夫ですか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） いろいろとありがとうございます。

所管事務調査の最終的な取りまとめをする立場としては、今発言のありましたツールを補完するBCPのところはちょっと今まで出てなかったもので、それでBCPが実現するのはやっぱり人材だということも報告の中に盛り込んで、また今後の調査にもその点も重視して進めていきたいと思いました。ありがとうございます。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了いたします。

続きまして、7月22日に渋谷区へデジタル化の取り組みについて視察を行いました。ただいまも幾つか御意見いただきましたが、本日は視察内容について、皆さんに御意見、御感想等を御発言いただきたいと思っておりますので、先ほどの内容も踏まえ、こちらについては順番に指名するというよりも、挙手で御意見いただければと思っておりますのでお願いいたします。

○委員（佐竹康彦君） ありがとうございます。本当にいい視察場所を選んでいただいて勉強させていただいたように感じました。

まず検討体制で、まずはその職員の若手の方等を中心に、世代のバランスを取りながら、検討体制立ち上がってもなかなか議論百出でうまくまとまらなかったというのがある。その次に、部長級の会議で立場のある方のほうにその体制を移してやって、これもうまくいかなかったということで、その後の体制が第3次検討体制ということで、タスクフォース型の検討体制になって初めて、現場の意見だけでも駄目だし、もう役職のある方の指導というか導きでも駄目だし、やはり一体となってやってく、トップダウンで区長、副区長等がお替わりになったという点もあると思うんですけども、そういった全庁を挙げてやってくっていう、しかもやっぱ

りリーダーがしっかり手綱を握りながらやってくつということがすごく重要なんだなということを改めて、全庁体制で取り組むんだということを改めて確認させていただきました。

あと細かい点はいろいろあった中で、ペーパーレスということに関しまして、細かい点なんですけども、どこにでも、モニターですか、プロジェクターを設置する必要があるんだと。そういうことで庁内の仕事の中でペーパーレスがより実現になってくんだと、ディスプレイとプロジェクターをけちるなというふうなお話がありまして、これも非常にお金のかかることで、すぐに、じゃ、うちでもってということにはならないかもしれませんが、そういった視点、非常に重要だなというふうに思いました。この間、市長もペーパーレスということをおっしゃっていただく中で、やはりペーパーレスを実現するためのインフラというものの重要性というものを改めて学ばせていただきました。

また、職員の方々の働き方ということで、電話とパソコンが人を場所に縛りつけるというような点も伺いまして、もうおっしゃるとおりだなと。やはり、もう電話もパソコンもモバイルで自由に、例えば御自宅でテレワークするんでも、外に出て市民の方に様々な業務の中で関わる点においても、そういったものを常に持ち歩きながらやれるということが職員の方の自由度も高くなるし、効率もよくなるんだなということを改めて感じさせていただきました。こういった点も、東大和の今後のDXを進める上で参考になるのではないかなというふうに感じております。

また、資料の中のICT基盤の未来像ということで提示をしていただきまして、これも非常にそのまま全くそのとおりだなというふうに思いながら——という中で、これからビジネスインテリジェンスの活用ですとか、またこれからヒューマンリソースの分析が必要だということ、人材マネジメントがこのDXを進めた先に非常に重要になってくるということで、今別の委員の方からもおっしゃっていただいて、そうだなと思うんですけども、結局求められるところは、DXを進める中で人材がどのようによりよく働くことができるのか、よりいいサービスを皆様に提供できるのかと、そういった人材マネジメントの点も非常に重要だということで、併せてこの点にも留意しながら進めていく必要性も感じさせていただきました。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 先ほどもちょっと申し上げたんですけども、結局このDXに限らずなんですけれども、物事を大きく変えるときってやっぱりリーダーシップが一番大事で、やっぱりトップ層が分からないんだったら、逆に任せてやることを承認していくっていうぐらいにしておかないと、せっかく若い人が、というか若い人じゃなくてもこのデジタルの技術を分かる人が、こっちのほうが絶対いいですよって言っても、いやそれなかなか前例ないからねって言った瞬間に全部立ち消えになってしまうので、そこが一番重要だと思うんですよ。

だから、そこの文化を醸成するっていうことがデジタル化よりももっと大事なことで、それが通るような風通しのいい組織ができれば、デジタル化なんてのはすぐ便利だから使おうよってなってくるはずなんですよね。だから、そういったことも含めて一番大事なのっていうのは、このデジタルっていうとどうしても最初から毛嫌いしてしまうところもあるから、そうじゃなく組織全体の改革なんだっていったところをもっと注目してほしいなというふうに思います。それを渋谷区のところでは、やっぱりトップ、副市長をやっぱり専門家入れるぞとかっていうところから改革したというところが、多分成功の要因なんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。委員長、副委員長さんのおかげで渋谷区視察させていただ

て、本当によかったと思ってます。ありがとうございました。

機械でできることや自動化できるところは積極的に導入して、その分空いた職員さんが、渋谷区であってもまちに出て、積極的に区民と触れ合って、職員が区民の方にとってライフコンシェルジュになろうっていうことが最終目標だということ言われてた言葉は、非常によかったなというふうに思ってます。まちづくりのプロフェッショナルなんです、私たちはって言い切っていましたんで、渋谷区ですら複数の失敗もあって立ち上がったということもあるので、東大和市でも参考になる部分ってたくさんあると思うんですね。ぜひそれをきっかけに、現在進行形で動いてる部分もあると思うんですが、研究に生かしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（大后治雄君） 渋谷区、非常に参考になりました。ありがとうございました。

途中途中で、バスで通って、車で通っていく中で、非常に渋谷っていうのはこのサイバーパンクみたいな、いわゆるそのチャンブルーというか、ごった煮のような、何ていうかね、るつぼっていうか、そういったような町並みを見ながら、こういったところがDXをやるっていうようなところが何か非常に象徴的な気がします。

80億って聞いたときに、ちょっと気が遠くなりかけたんですが、総額は一旦置いとくにしても、やはりそれがそのままそっくり東大和市に適用されるというのはまず難しいと思いますので、いかにそれを、エッセンスをチョイスしていくかっていうところがやっぱりこれからの担当の腕の見せどころ、それから我々のいろいろと意見を集約していくところの、我々の知恵の見せどころというようなところになってくるんだろうなというふうに思ってます。

とにかく、先ほども申し上げたように、やっぱり人が、そこに介在する人っていうのがやっぱり一番重要なようになってくると思いますので、そこのところをいかに我々としてはつくり出していかってということと同時に、我々もそこに押し上がっていくかっていうか、そのステージをやっぱり1つも2つも上げてかなきゃいけないっていうのを気持ちを新たにさせていただいた研修だったと思います。ありがとうございました。

○委員長（和地仁美君） ほか大丈夫ですか。

○委員（森田真一君） 渋谷に行った第一印象ということで、効用ということでいうと、先ほどもちょっと申し上げましたんで、そこははしよらせていただきますが、莫大なお金もかけて思い切ってやったっていうところでは渋谷の優位性っていうことはあると思うんですけども、実際に私たちの市役所の中とかでも、別にそこまでしなくてもできる、今の条件でできることっていうのは少なからずあるんだろうなってことも、同時に拝見する中で思いました。

一例ですけど、私、生活保護行政のことで一例を申し上げたことがあるんですけども、窓口対応がたまたま制度の変更直後だったってこともあって、間違えてしまったということがあったんですね。その間違いは、私でも検索を進めていけばすぐ分かるんですけども、いついつにこういう通達が出るよとか分かるんですけども、どうしても特に市民と直接窓口対応するところなんかでは、いかんせん経験と記憶っていうことに頼らざるを得ないようなところもあって、実際そうしていた結果としてエラーが発生しちゃったんですが、もしそこにタブレットの1つでもあって、ちゃちゃっと必要な、大事なキーワードを二、三見れば正解にたどり着いたはずなのに、やっぱりそういう習慣が窓口業務とか市の業務の中で、そういう習慣が今のところあまりないっていうようなことも一つ、これからの改善の必要な場面ってことなのかななんて思ったりして、お金がなくて

もできることからまず始められるのではないかということでは、この渋谷の拝見させていただいた経験っていうのは大きかったというふうに思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかよろしいですか。

○委員（佐竹康彦君） 先ほどちょっと言い漏れた点が1点ございまして、リーダーシップということに関しまして、やはり区長以下、区長、副区長を中心にパッション、ビジョンを共有し、それを腹落ちするまで語り続ける、語りかけるっていうことが非常に重要だという点、その区長、副区長のメッセージが明確で繰り返されることで浸透していったということもございまして、ここら辺も見習うべき点なのかなと。すみません。先ほど言うべきところをちょっと忘れましたので付け加えさせていただきます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 今気づいたんですけど、さっき私副市長と言ったような気がするんですけど、副区長です。間違い、訂正させていただきます。

○委員長（和地仁美君） ありがとうございます。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） ただいま委員の皆様からいただきました渋谷区の視察内容についての御意見等につきましては、所管事務調査の報告書に反映させていただきたいと思っております。

今回、これ進めていく中で、最初は便利さみたいな、デジタルデジタルっていうのでたしかスタートした中で、だんだん組織論とか、様々な将来の便利な行政の在り方というところまで発展できたのは、委員長としても非常に喜ばしいと思っております。

次に、今後の進め方についてですが、正副委員長で調整した結果、渋谷区以外の先進自治体の状況の視察を行いたいと考えており、入間市に視察に行っただけというふうには思っておりますが、その点について、視察先等について御意見等ございましたら御発言いただきたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） それでは、先進自治体の次の視察先につきましては、入間市を視察することとしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

視察日時及び具体的な調査事項につきましては、正副委員長に御一任いただき、後日議長へ派遣承認要求書を提出したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

所管事務調査、行政のデジタル化についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認めさよう決めます。

○委員長（和地仁美君） これをもって令和4年第5回東大和市議会総務委員会を散会いたします。
午前11時32分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 和 地 仁 美